

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ
(民間事業者向け)
vol.4

- **国の施策紹介**
マイナンバーカードの普及に向けた取組について

デジタル庁国民向けサービスG
マイナンバーカード担当
令和4年 11月8日

○ **国の施策紹介**

マイナンバーカードの普及に向けた取組について

マイナンバーカード・インフォの vol.4では、国の施策紹介として、マイナンバーカードの普及に向けた取組について、ご紹介します。

10月13日、河野大臣が記者会見を行い、マイナンバーカードの普及に向けた取組について、説明をさせていただきました。具体的には、以下4点となります。

1. 健康保険証との一体化に向けた取組
2. 運転免許証との一体化に向けた取組
3. マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォン搭載など
4. 民間事業者における電子証明書利用料の当面の無料化

各取組の説明については別添のとおりです。また、河野大臣記者会見要旨については参考 URL 先のとおりです。皆様におかれましては、是非、ご高覧いただき、マイナンバーカードの普及・利用に、お役立ていただければ幸いです。

□ 別添 1 マイナンバーカードの普及に向けた取組について
(令和4年10月13日) (サマリ)

□ 参考 URL 河野大臣記者会見要旨 (令和4年10月13日)
<https://www.digital.go.jp/news/minister-221013-01/>

以 上

□ **別添 1**

**マイナンバーカードの普及に向けた取組について（令和4年10月13日）
（サマリ）**

1. 健康保険証との一体化に向けた取組
 - ・ 訪問診療、あんま、鍼灸などにおいてマイナンバーカードに対応するための補正予算の要求を予定。
 - ・ マイナンバーカードの取得の徹底、カードの手続き・様式の見直しの検討を行った上で、2024年秋に現在の健康保険証の廃止を目指す。

2. 運転免許証との一体化に向けた取組
 - ・ 2024年度末としている一体化の時期を更に少し前倒しできないか、検討を警察庁と一緒に進める。
 - ・ 2023年度から免許更新のオンライン講習の対象を、今までゴールドカードを対象としていたのを、一般の運転者にも広げていく。

3. マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォン搭載など
 - ・ マイナンバーカードの電子証明書をスマホに搭載する。
 - ・ マイナンバーカードによって可能になるオンライン申請で、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付、などがマイナンバーカードなしでもスマホでできるようにする。
 - ・ 今システム構築を実施しているが、Androidのスマホによるサービスの提供開始を来年5月11日としたい。
 - ・ 引き続いて来年5月16日から公的個人認証サービスを利用する金融機関などの事業者には、本人の同意を前提として、住所などの基本4情報を提供するサービスを開始する。
 - ・ 金融機関などの事業者においては、継続的な顧客確認を効率的・スピーディーに行うことができるようになる。

4. 民間事業者における電子証明書利用料の当面無料化について

- ・ 民間事業者における電子証明書利用料を当面無料化する。
- ・ 電子証明書の有効性を確認する際、現行では署名用の場合は 1 件 20 円、利用者証明用の場合は 1 件 2 円の利用料が必要となっているが、当面 3 年間はこの手数料を両方とも無料にする。
- ・ 民間事業者の利用コストを引き下げて、マイナンバーカードの利用拡大につなげていきたいと思っている。
- ・ 来年の 1 月からこの無料化措置を始めるので、民間事業者におかれては、ぜひ利用の検討をお願いしたい。

別添資料

- 別添 1-1 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット
- 別添 1-2 「マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載」によって
目指す姿
- 別添 1-3 公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4 情報）
提供サービス
- 別添 1-4 民間事業者における電子証明書手数料の当面無料化

以上

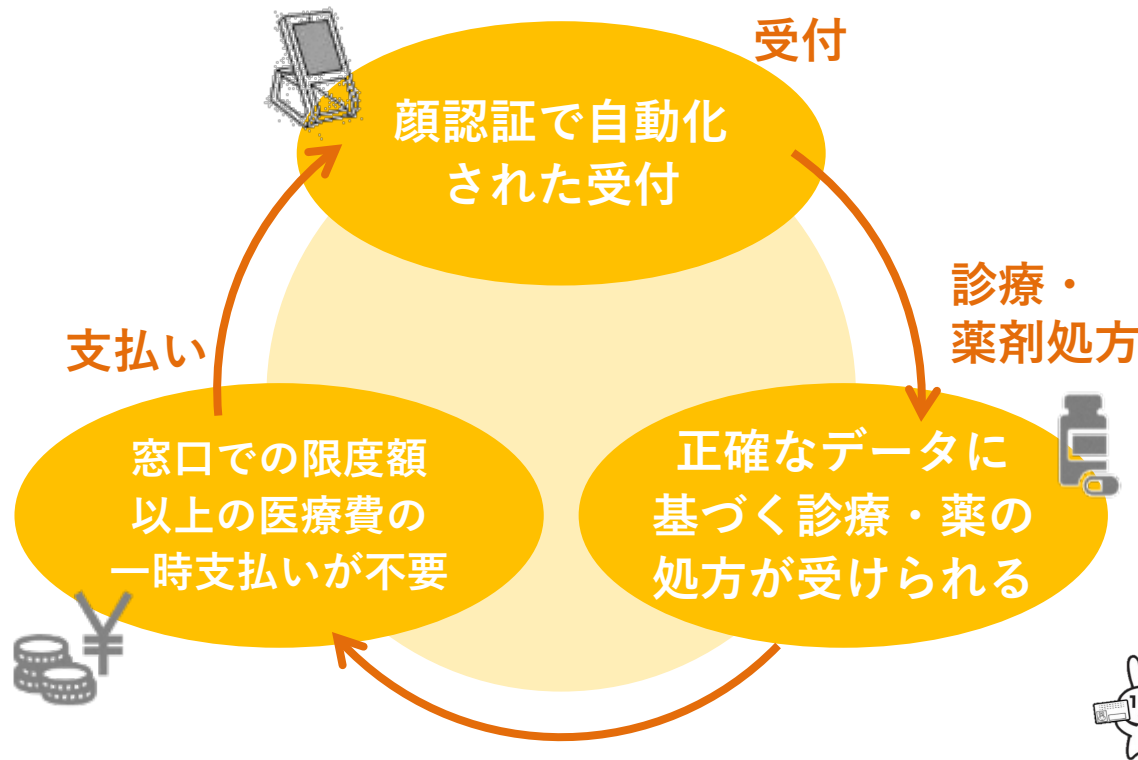
マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

別添1-1

通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります

 いつもの通院等が便利に！

 こんなところも簡単・便利に！



特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できる

マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に

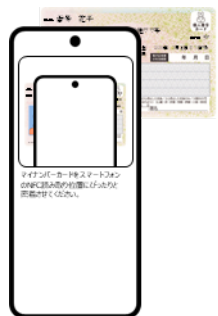
健康保険証としてずっと使える

「マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載」によって目指す姿

別添1-2

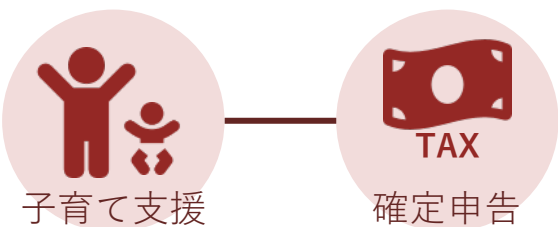
- 公的個人認証サービスの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することによって、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の構築を目指す。
- また、スマートフォン搭載による利便性の向上等を通じて公的個人認証サービスのユースケースの拡大を促進し、安心・安全な本人確認等の手段として日常の様々なシーンで同サービスが利用される社会の実現を目指す。
- サービス開始は、令和5年5月11日を予定。

スマートフォンひとつで、いつでもどこでも、
様々な手続・サービスが利用可能に



(現在)
マイナンバーカード用電子証明書の
利用には、毎回
カードの読み取り
が必要

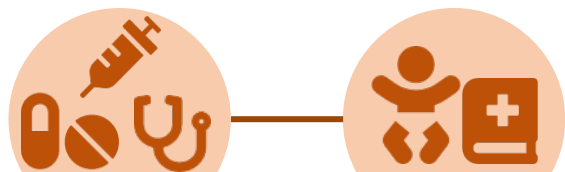
生体認証等の活用によって
スマートフォンならではの
利便性を実現



子育て支援

確定申告

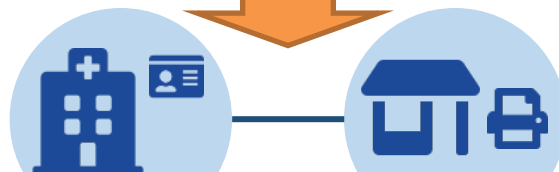
オンライン行政手続



薬剤・健診情報

母子健康手帳

自己情報取得 (マイナポータル)



健康保険証

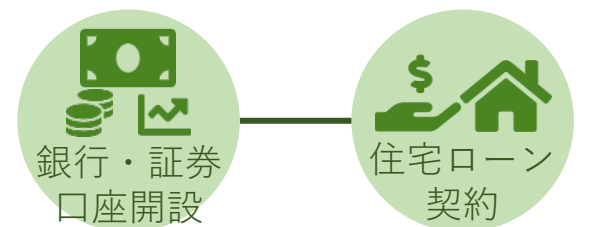
コンビニ交付

※対応時期未定

資格確認

※サービス開始以降

順次対応



銀行・証券
口座開設

住宅ローン
契約



携帯電話申込

キャッシュレス
決済申込

各種民間サービス

※サービス開始以降順次対応

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

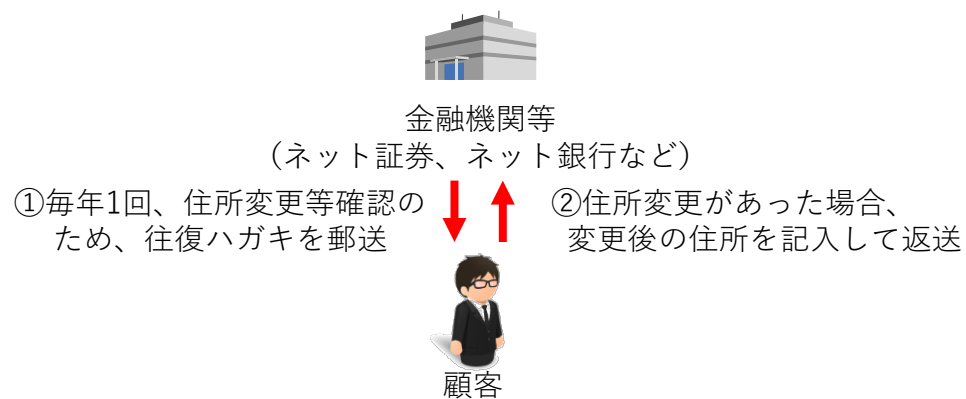
別添1-3

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）サービスの開始は令和5年5月16日を予定

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

1年に1度程度郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する

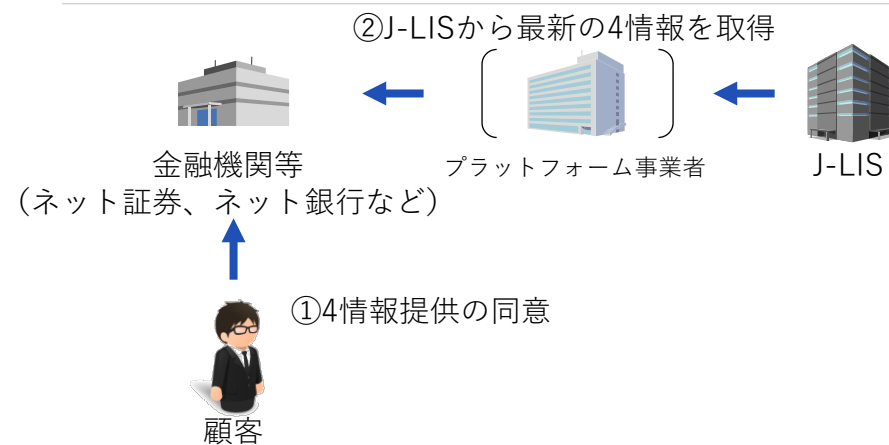


- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

いつでもオンラインで顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

民間事業者における電子証明書手数料の当面無料化

別添1-4

- 公的個人認証サービスの電子証明書手数料※1※2を、当面3年間※3無料にすることで、民間事業者様（署名検証者）の利用コスト・利用ハードルを引き下げ、サービス利用者様（エンドユーザー）のマイナンバーカード利用シーンの拡大を図る。

※1 電子証明書失効情報手数料。失効情報を提供する認証局（J-LIS）に、提供を受ける民間事業者様が支払い。

※2 署名用20円/件、認証用（利用者証明用）2円/件。

※3 1件ずつ照会・提供するOCSP（Online Certificate Status Protocol）方式は、当面3年間無料化。
1日1回照会・リスト提供するCRL（Certificate Revocation List）方式は、恒久無料化。

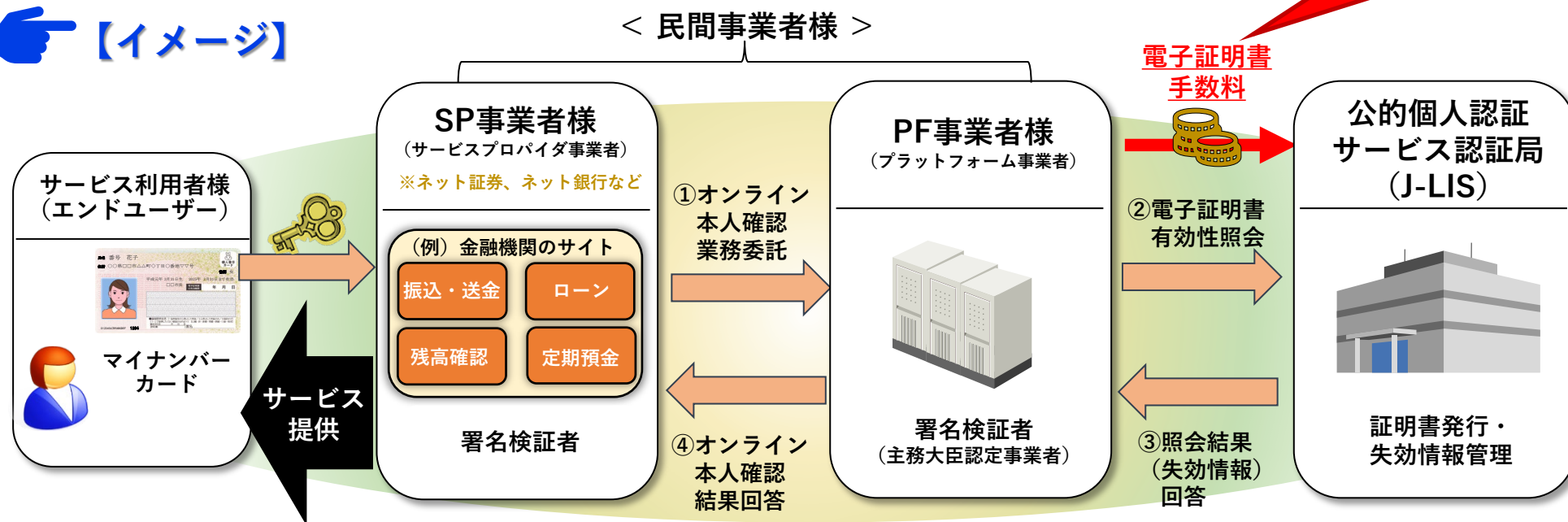
【スケジュール】

▶ 令和4年10月13日 河野デジタル大臣より対外発表

▶ **令和5年1月～** **当面無料化措置の開始**



【イメージ】



【参考】カード利用シーン拡大構想Ⅰ：「オンライン市役所サービス」構想

まず、住民から市町村へ、オンライン申請できる基盤を作る。

次に、市町村から住民へ、お知らせもできるようにしていく。

⇒ マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても良い、確実にサービスが届く社会をつくる。

(1) 様々な手続きが、いつでも、どこでも、スマホでスピーディにできる

① **引っ越し** R4年度中 全自治体で可能に

② **子育て・介護・災害(31手続)** R4年度中 全自治体対応めざす

③ **その他様々な手続** R4～7年度頃 順次拡大する

😊 転出の際、赴く必要なし
😊 転入の際、スピーディ

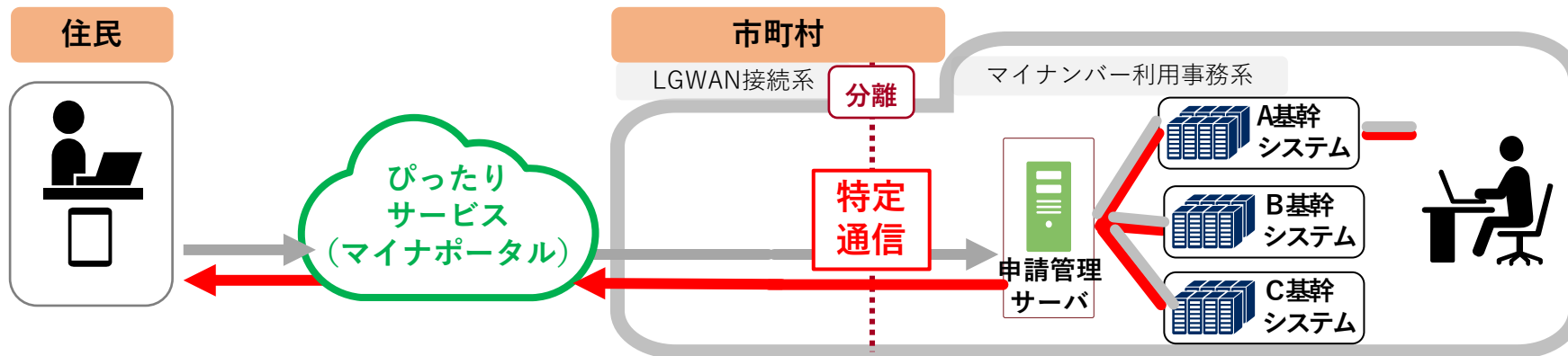
I市の事例
出張行政サービス
「お出かけ市役所」



(2) スマホに、市政だよりや、本人向けのお知らせ（接種案内、昨年出場のマラソン大会など）が届く

R4～7年度頃 住所地の市町村からのお知らせ（申請管理サーバを経由（法改正不要））

R4～7年度頃 広く行政機関からのお知らせ（情報提供ネットワークを経由（要番号法改正））



【参考】カード利用シーン拡大構想Ⅱ： 「市民カード化」構想

デジタル田園都市国家構想
交付金で支援する。

暗証番号なしでのマイナンバー
カード利用も推進する。

その他市町村要望を聴き対応する。
メリットや利用方法を助言する。

⇒ マイナンバーカード一枚で、様々な市役所サービスが受けられる社会をつくる。

※ 別途、マイナンバーカードを、健康保険証、運転免許証、在留カード、各種資格証明書等として利用できるようにする取り組みも、工程表に基づき、推進する。

(1) 様々な市役所サービスが、受けられる

① 図書館カード、印鑑登録証 現在：取組は数十団体→R 4～7年度頃：全国的展開をめざす

② コンビニ交付 現在：対象人口は約1億人→R 4～7年度頃：更なる拡大をめざす

③ その他、避難所受付等、様々な利用 現在：先進自治体の取組→R 4～7年度頃：全国的展開をめざす

(2) マイナンバーカードを、職員カードとして利用し、効率よくセキュリティを高める

○ 出退勤等、様々な利用 現在：先進自治体の取組→R 4～7年度頃：全国的展開をめざす

市町村の取組事例



【参考】カード利用シーン拡大構想Ⅲ：「安全・便利なオンライン取引」構想

電子証明書利用料を
当面3年間無料にする。

暗証番号なしでのマイナンバー
カード利用も推進する。

その他事業者要望を聴き対応する。
メリットや利用方法を助言する。

⇒ マイナンバーカードの、様々な民間サービス・場面での利用拡大を図る。

(1) 様々な民間サービス・場面で利用できる

現在：ネット証券の口座開設時の本人確認など、約160の民間事業者が利用。

→ R4年度～：銀行口座開設、生保契約、損保契約、信販契約、その他、様々な民間サービス、
場面で利用できることをめざす。

※ 様々な顧客申込みが、スマホでスピーディにできる。（厳格な本人確認等が可能。）

※ 事業者は、変更後の住所等が、把握できるようになる。（R5年5月16日開始予定。本人同意が前提。）

※ カードがなくても、スマホだけでできるようになる。（Androidスマホへの電子証明書搭載。R5年5月11日開始予定）

メルペイの活用事例：銀行口座登録時の本人確認



本人も事業者も、早い、楽、正確。

